

# 民間保有データの利活用を促進するための データ取扱いルールの検討状況

令和3年3月31日

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

内閣府 知的財産戦略推進事務局

## 現状と課題

- 世界が「データ駆動型社会」へと進む中、競争の焦点は、バーチャルデータ(※) の利活用から、リアルデータ (※) の利活用にシフト。
- 豊富で質の高いリアルデータ (※) を有するという強みを持っている我が国としては、リアルデータの利活用を推進するため、適切なルール整備が急務。
- 一方、欧州は、2020年2月19日に公表された「EUの新デジタル戦略」において、「データガバナンスに係る法的枠組の提案 (2020第4四半期) 」、「データ法の提案」(2021) を掲げ、法制化を目指す動きを示している。
- G20大阪サミットでとりまとめた「信頼ある自由なデータ流通」(DFFT)の考え方に沿った国際的なルール作りの加速が重要。国内におけるルール形成を深化させ、その成果を海外に展開し、国際的な議論を主導することが必要。

※バーチャルデータ：Web（検索）、SNSなどのネット空間での活動から生じるデータ

⇒マーケティング分析、ターゲット広告等で既に活用が進む。

※リアルデータ：健康情報、走行データ、製品の稼働状況等や個人・企業の実世界での活動についてセンサー等により取得されるデータ

⇒健康管理サービス、自動診断、都市交通需給管理、自動走行、製造プロセス最適化等での活用



## 取り組む施策

リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するため、データ・ガバナンスに係るルール整備のあり方について関係府省で検討。

## 新たな情報財検討委員会（2016年度）で、 データ利活用推進のための知財制度の在り方を議論

報告書に記載された検討事項	主な対応
<b><u>データ利用に関する契約の支援</u></b>	AI・データの利用に関する契約ガイドラインの策定（経産省:2018年）
<b><u>健全なデータ流通基盤の構築</u></b>	不正競争防止法改正（限定提供データ）（経産省:2018年）
<b><u>公正な競争秩序の確保</u></b>	
<b><u>利活用推進のための制限ある権利の検討</u></b> データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討	データ利活用の現状・諸外国（特に欧州）の動向をふまえ、利活用推進に必要なルール整備の検討が必要

# 欧州のデータ取扱いルールの動向

## パーソナルデータ

## ノンパーソナルデータ

2016年	<b>GDPR</b> ・各国バラバラだった取扱いを統一 ・個人に自らの個人情報へのアクセス権、ポータビリティ権等を付与	権利付与	<b>欧州データ経済の構築</b> ・機械生成データの活用を促すべく、様々な政策オプションを提示 例：①契約の透明性・公正性等についてのガイダンス（ソフトロー） ②不公正な契約防止のための契約ルール（行為規制） ③data producer's right(権利付与) 権利付与への批判多く、以降、ソフトロー・行為規制のアプローチへ	政策選択肢の提示
2017年				
2018年	<b>共通欧州データ空間に向けて</b> ・オープンデータ指令の提案⇒2019年発効 ・BtoBデータ共有原則：①契約の透明性、②共有価値の創造、③相互の商業的利益と営業秘密の保護、④ゆがみのない競争確保、⑤ロックイン最小化 ・BtoGデータ共有原則			ソフトロー
			<b>非個人データのEU域内自由流通枠組み規則</b> ・クラウド運営者に対しデータ移転を可能とする自主規制作成を促す	ソフトロー
2019年	<b>オープンデータ指令</b> ・公的機関のデータ、高価値データセット（モビリティ・気象・地理情報等）の公開時のルール（機械可読・API提供義務等）			行為規制
2020年	<b>欧州データ戦略</b> 欧州の価値・基本的権利・人間中心に基づき、市民がより良い意思決定ができ、魅力的で安全でダイナミックなデータ活用社会実現をうたう。ルールについては以下の構想を発表。 ・共通欧州データスペースにおけるデータ流通を推進するためのデータガバナンス法⇒2020年11/25発行 ・分野横断のデータ共有を推進するためのデータ法⇒2021年Q3 発行予定			方向性の提示
	<b>データガバナンス法(11/25公表)</b> ①官保有データの二次利用推進、②データ共有サービス提供者のガバナンス(認可制度を導入し、違法なデータ転送・アクセスを防止するために必要な技術的、法的、組織的措置を講じること等を義務付け。違反すると認定取消等の措置あり)、③データ利他主義サービスのガバナンス(認定制度導入)			行為規制
	<b>データ法(2021/3Q発行予定)</b> BtoGデータ共有、共同生成データの責任ある使用に関するルール明確化、データベース指令・営業秘密保護指令の評価・見直し、パーソナルデータスペースにおけるポータビリティ強化等が取り上げられる予定。なお、強制的なアクセス権設定は競争法では解決できない場合に限るべきとの方向性は、すでにデータ戦略に明記あり。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーソナルデータはGDPRでデータ主体（個人）を保護               <ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォーム運営者に対してデータ取扱いのルール形成を課すアプローチが先行</li> <li>米中のメガプラットフォームを意識。競争法的観点が見られる</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ノンパーソナルデータはソフトロー⇒行為規制と段階的にアプローチ</li> </ul>	

# 新たなデータ取扱いルールオプション

新たなルールのオプション	概略	留意事項
① データ流通基盤(データ取引市場、データサービスプラットフォーム)ごとのルール策定	データ流通基盤上のデータ取引における、自身が提供するデータへのアクセスや移動等に関するデータ提供者の権限や、データを第三者へ提供する際の利用条件等に関するルールを、データ流通基盤の運営者に策定させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 欧州のアプローチに近い(データ共有サービス提供者への規制)</li> <li>• 相対取引など、データ流通基盤を通さないデータ流通形態も存在することに留意要</li> </ul>
② 契約締結の際のルール策定	自身が提供するデータへのアクセスや移動等に関するデータ提供者の権限や、データを第三者へ提供する際の利用条件等、データ取引に関する契約を締結する際に決めるべき事項をルール化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データ流通基盤を通さない個別のデータ取引形態も広くカバーできる</li> <li>• 契約条項の在り方について一律のルール化が可能かどうか要検討(利用目的・分野毎のルール化、PoCから始めるべき)</li> <li>• 「規制」については、契約の自由を制限してまで規制介入するべき事由があるか慎重に検討すべき</li> </ul>
③ データ提供者にデータのコントロール権を付与	データ提供者が、法的な権利に基づいて、自身が提供するデータへのアクセス、移動等を要求できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データ提供者にとっては不安感の除去につながる一方、データ利用者を萎縮させ、かえってデータ流通を阻害するとの懸念も存在</li> <li>• 権利関係が複雑化しないよう、権利対象となるデータ、権利の内容、行使の条件等を定義可能か、慎重な検討が必要</li> </ul>
④ データ利用者組織内のデータ管理・取扱ルール策定	データを利用する側のデータ管理・取扱(データ・ガバナンス)を標準化し、認証により見える化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データ提供者の不安感除去につながるか要検討</li> </ul>

上記各々について、(1)ハードロー、(2)ソフトロー(ガイドライン、共同規制等)、(3)ハードローとソフトローの組み合わせ、による対応が考えられる。

データ戦略における分野横断/分野別プラットフォームに適用できるよう、上記①を検討

# データ戦略における位置づけ

## データ戦略のアーキテクチャ

戦略・政策
組織 { 行政 民間
ルール { データ ガバナンス 連携 ルール
連携基盤 (ツール)
データ
利活用環境
インフラ

## 第一次取りまとめ

### データ戦略の理念と データ活用の原則の提唱

社会実装・業務改革  
デジタルツインの視点で  
ビジネスプロセスの見直し

### トラストの枠組み整備

トラストの要素（意思証明、発行元証明、存在証明）を整理

### プラットフォームの整備

分野共通ルールの整理  
分野毎のプラットフォームにおける  
検討すべき項目の洗い出し  
(官民検討の場、ルール、ツール等)

### ベース・レジストリの整備

ベース・レジストリロードマップの  
策定と今後のアクションの明記  
オープンデータ  
データマネジメント

### 引き続き検討すべき事項

データ利活用の環境整備/  
民間保有データの  
活用の在り方

人材

国際連携

インフラ

## 包括的データ戦略

### (1) データ行動原則の構築

- データの価値を認識、データの利用、再利用(他社との共有)を前提としたシステム整備、業務プロセスの再整理を可能とする。
  - データに基づく行政(データを大切にす文化の醸成) (理念: 迅速で的確な政策立案)
    - 政策課題に対応するデータの特定 / 意思決定のためのデータの活用 / データ共有の準備 / 行政によるデータ作成
  - データエコシステム (理念: サステナブルなシステムの実現)
    - 使用、共有を前提としたデータ設計 / データ標準の活用 / データの品質確保 / データ資産の整理
  - データ利活用 (理念: データが使いこなせる社会の実現)
    - データアクセスのルールの明確化、公開 / データアクセス方法の多様化、公開 / オープンデータの促進

### (2) プラットフォームとしての行政が持つべき機能

- データ整備とデータへのアクセスの提供
- 認証基盤 (トラスト基盤の提供)

### (1) データ行動原則を実装する仕組み

- 重点計画、システム整備への反映
- 予算要求段階でのチェック機能(チェック項目は要検討)

### (1) トラストの全体像の整理

- トラスト全体像の整理(IDフレームワーク / データのトラスト / データ流通のトラスト)

### (2) トラスト基盤の実装イメージ (上記のうち「データのトラスト」について)

- 論点整理、解決の方向性の整理
  - 包括的なトラスト基盤の創設(一般原則 / 共通要件)
  - 国(又は、民間機関)による認定制度の創設と認定効果
  - 各種トラストサービスのクオリティサービスの認定基準、特定サービスの基準の策定  
(トラストサービスの定義、技術安全基準、真偽確認方法、設備要件、業務運営要件等)
  - クオリティサービスをトラストリストとして公表
  - 国際的な相互承認

### (1) データ流通を促進・阻害要因を払拭するための原則の整理

- データ流通基盤における取引ルールの原則
  - a) 提供データについて関係者の利害・関心の表明 / b) 意図しないデータ流通・利用防止 / c) データに関するガバナンスの構築
  - d) 公正なデータ取引の担保 / e) ロックイン防止

### (2) データ流通を促すデータ連携基盤の構築

- データ連携基盤にデータ流通を促す仕組みを構築
  - 上記の民間データ共有ルールの連携基盤の規約等への落とし込み
    - データ連携するデータに関するルールの策定 (データの信頼性、関係者の利害・関心の明示とデータへの付与)
  - データ連携基盤が持つべき機能の整理・開発 (分野間でも使うとしてDataexで開発)
  - データカタログ機能 / コントロールポリシーの確保 / マッチング機能 / 契約支援機能

### (3) 重点的に取り組む分野のプラットフォームの構築

- 各分野総論 (PF構築の考え方)
  - 政策課題の特定→PFのアーキテクチャの策定→PFの機能の整理→実装に向けたロードマップ
  - 教育、医療、防災 ※各分野について政策課題、PFアーキテクチャ、論点整理、ロードマップのイメージを整理
  - 準公共分野のシステム整備方針へ反映

### (4) 民間分野での取引市場のコンセプトの提示

- データに対する投資を可能とする分野ごとのデータのアクセス権 (先物商品、株式) 市場のコンセプトの提示
- アクセス権市場創設に向けた論点整理

### (1) ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討

- ベース・レジストリ指定の状況、課題整理、解決の方向性
- 分野別主要データの整備

### (2) データマネジメント 標準、品質フレームワークの整備

- 整備方針、上記PF等への反映、民間への浸透を図る

- |    |  |
|----|--|
| 人材 | (1) 他の分野の人材イメージ (AI Ready等)との関係性の整理<br>(2) インプリへの仕掛け |
|----|--|

- |      |   |
|------|---|
| 国際連携 | (1) 今後の国際連携の方向性の検討<br>・貿易、プライバシー、セキュリティ、信頼性、データ利活用、インフラ |
|------|---|

- |      |                           |
|------|---------------------------|
| インフラ | (1) SiNET、半導体戦略、Beyond 5G |
|------|---------------------------|

データ流通の阻害要因を払拭し、民間保有データの活用を促進するための、データ取扱いルールを検討

### □ 民間データ流通を推進するためのデータ取扱いルールの在り方

データは使われてはじめて価値を創出することから、多くの者がデータにアクセスして価値創出できるよう、データ流通を推進することが望ましい。

その一方で、①データの生成・収集・加工・蓄積には多数の者が関与しており、これら関与者の利害・関心へ適切に対応できないのではないかと、②いったんデータを提供すると、そのデータがどう使われたとしても何らコントロールができないのではないかと、③データを提供する先の組織・団体が信頼できるのかという不安感が、データの第三者提供を躊躇させる要因になっていると指摘されている。

以上を踏まえて、どのようなデータ取扱いルールが追加的にあるとデータ流通が推進されるのかについてのルールの方向性を関係省庁が連携して2021年度内に検討する。

### □ 公共性の高い民間データ活用の在り方

感染症拡大防止などの公益に寄与するデータ活用が現れてきている一方で、プライバシーの問題やデータの収集・加工・蓄積に対する投資回収の観点が課題となっている。

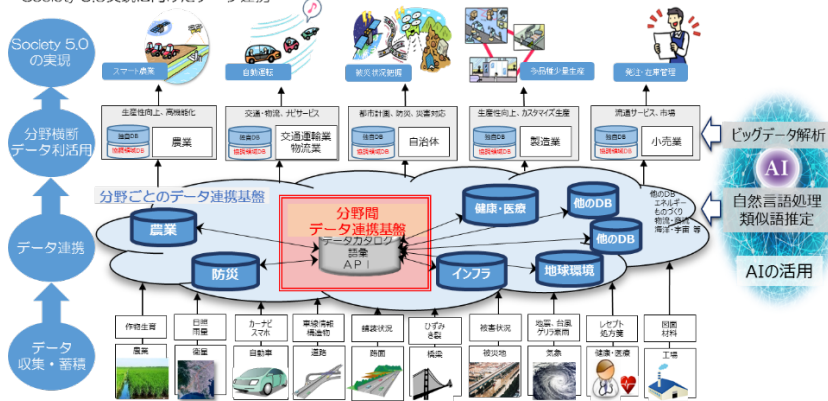
どのような目的のデータ活用を「公共性の高いデータ活用」とすべきか、また公共性とデータ提供者の利害・関心とのバランスをどのように図るのか、公共性の高いデータへの公的機関や研究機関によるアクセスの在り方（データ提供者への不安感の払拭や動機付けの在り方を含む）について、関係省庁が連携して2021年度内に検討する。

# データ戦略におけるプラットフォームのルール

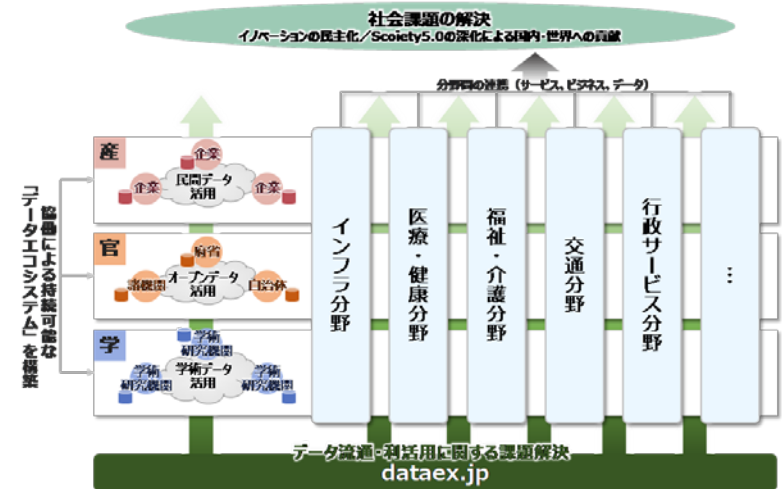
## データ戦略タスクフォース 第一次とりまとめから抜粋・要約

- あらゆるデータが安全にAIで解析可能なレベルで利用するためのデータ連携基盤を構築
- ① オープン性 : 誰もがデータを提供でき、かつ欲しいデータを探して入手できるオープンなデータ流通環境
- ② 官民連携 : 官だけでなく、民だけでもない、官民が連携して構築
- ③ 包括性 : あらゆる分野のデータ基盤を連携。国境を越えた連携も想定

Society 5.0実現に向けたデータ連携



分野間データ連携基盤連携イメージ



Dataex.jpが目指すデータ流通・利活用イメージ

## データ連携に必要な共通ルール

- データ提供主体/データの真正性の扱い
- データの取扱いに係る契約ひな形
- パーソナルデータの取扱い
- データ交換のための標準化
- データの質の考え方

## 分野毎のルールの具体化

同様の項目について、取り扱う情報の機微度、範囲、ステークホルダーの多様性などに応じて、官民の検討の場で具体化する



# データから価値を創出するまでのプロセス・役割

## <プロセス>



生成・収集・蓄積  
(データ化)

生成・収集・蓄積  
(データ化)

統合・加工

分析

分析

分析

価値創出

価値創出

価値創出

価値創出

価値享受

価値享受

価値享受

価値享受

## <役割>

データ生成者  
(被観測者と観測者を含む)

アグリゲータ

ソリューション提供者

エンドユーザ

データ化するための観測・測定等を実施し、データを取得してこれを蓄積する。データ化される行為の実施者（被観測者）とデータ化する者（観測者）が異なるケースもある

例：

- ・患者と医師
- ・スマホユーザとキャリア
- ・工場と工作機器のリース・保守業者

生成された複数種類のデータを統合したり、生成されたデータを加工したり、生成されたデータに基づき派生データを作成する。

例：

- ・複数地点の気象データを統合する
- ・データを標準フォーマットに加工する
- ・AI学習用データにアノテーションを付与する

データセットを分析することでえられる information を使って価値創出し、ソリューションを提供する

例：

- ・気象情報と販売情報から需要を予測する
- ・工作機器のセンサ情報と過去の故障情報から工作機器の故障予兆を検知し故障前に保守する

サービスを利用する

- ・複数事業者で一つの役割を担うケース、一事業者で複数の役割を担うケースも存在し、価値創出プロセスも役割分担も多様
- ・価値創出プロセスへの関与者の利害・関心を整理可能なデータ取扱いルールを整備が必要

# データ流通の阻害要因

## 1. 提供先での目的外利用（流用）

- データ分析によって類推される技術ノウハウ・経営状況・経営戦略が提供先で流用

## 2. 知見等の競合への横展開

- 提供したデータから生成される製造ノウハウを反映したdataset（例：学習済モデルのパラメータ）や information等の競合への展開

## 3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安

- 第三者提供に伴う炎上リスク
- 提供先におけるデータガバナンスへの不安

## 4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明

- 提供されるデータについて、関係者の権利関係や利害・関心の整理がなされているか不安

## 5. 対価還元機会への関与の難しさ

- 価値（貢献度合い）が事後的に判明するデータについて、適正な利益配分の難しさ

## 6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安

- パーソナルデータの取扱い（個人情報保護法の遵守、プライバシーへの配慮）、情報セキュリティ対策、他者の知財（ノウハウ・著作物）の尊重が不十分
- 利用目的の制限や第三者提供の禁止等の契約事項が遵守される体制が十分か不安

## 7. 公正な取引市場の不在

- 公正な取引が第三者によって担保される場の不在

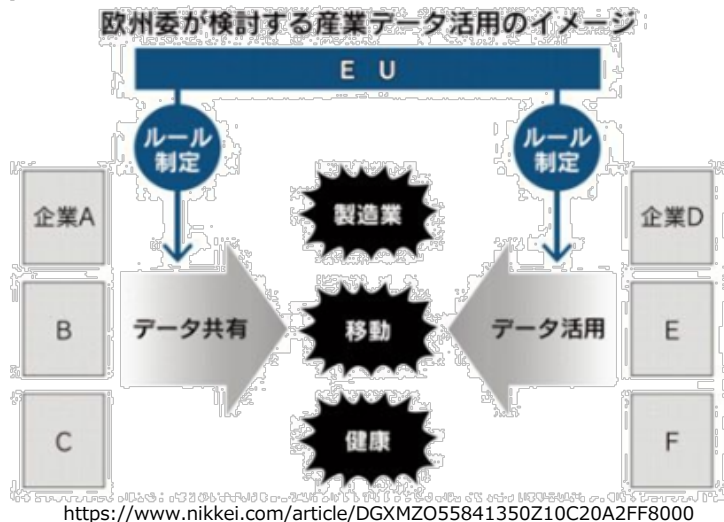
## 8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

- 提供したデータへの自身のアクセスや第三者へのアクセス許諾が、提供先によって制限
- ロックイン

# 共通欧州データ空間

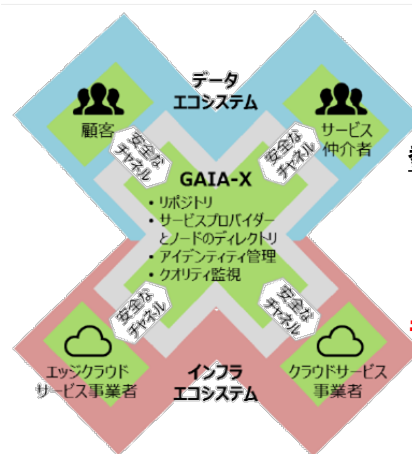
## 「共通欧州データ空間」

製造業、移動（モビリティ）、健康（ヘルスケア）などの9つの重点分野ごとにデータプールを準備し、欧州企業がデータを共有&活用



## 欧州クラウド/データ基盤構想「GAIA-Xプロジェクト」

複数の異なるクラウドサービス間のリンクとして機能することで、組織を跨いだ安全なデータの共有や各種サービスの利用を可能にする仕組み



参画事業者への要求として以下を策定

・標準アーキテクチャ

・共通ルール

非個人データのEU域内自由流通規則  
(2018年)が要求する自主規制(ク  
ラウド間データ移転への対応)作成  
を含む

[https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2020/honbun\\_html/honbun/101031\\_2.html](https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2020/honbun_html/honbun/101031_2.html)

相互連携

共通欧州データ空間に向けて (2018年)

非個人データのEU域内自由流通枠組み規則 (2018年)

オープンデータ指令 (2019年)

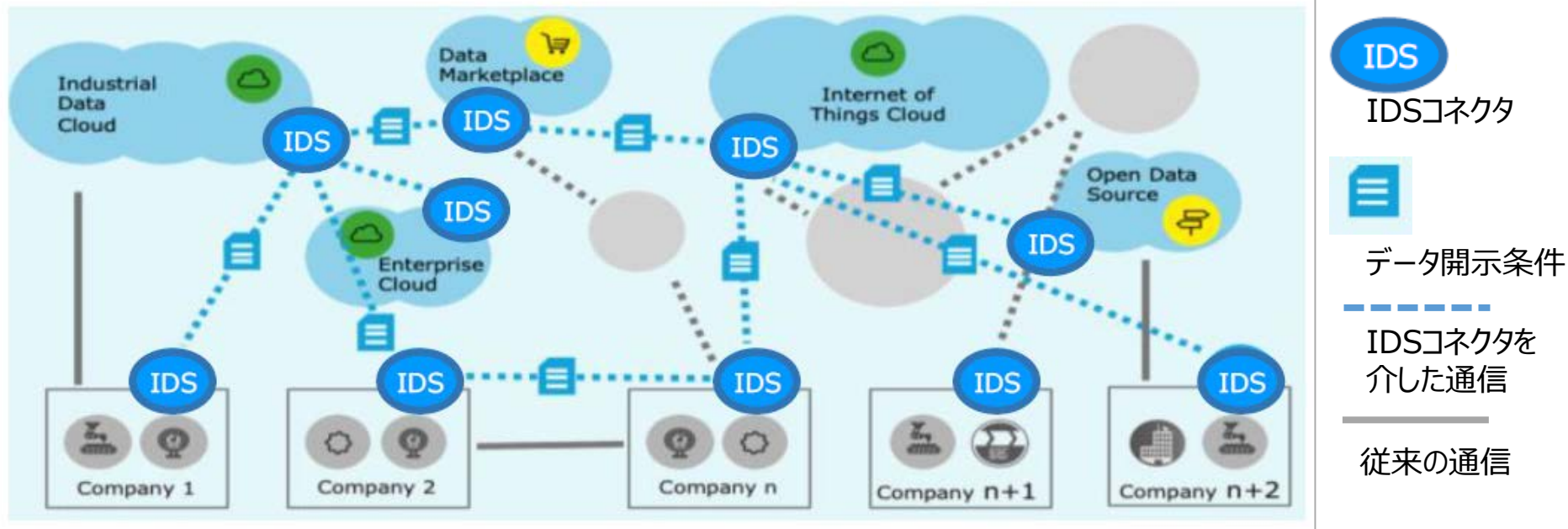
欧州データ戦略 (2020年)

データガバナンス法 (2020年)

データ法 (2021年3Q予定)

# GAIA-Xを支えるIDSA(International Data Space Alliance)

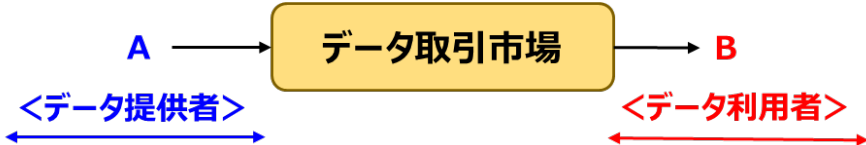
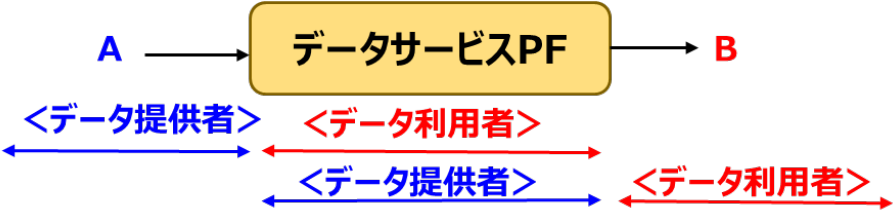
各拠点のデバイス/エッジや各社クラウドが「IDSコネクタ」を介して通信し  
法令やデータ利用規約の開示条件に従ってアクセスの可否をコントロール



出典 : [https://www.jmfrri.gr.jp/content/files/Open/2020/20201126\\_SWG8\\_report/RRI\\_WG1\\_SWG8\\_report.pdf](https://www.jmfrri.gr.jp/content/files/Open/2020/20201126_SWG8_report/RRI_WG1_SWG8_report.pdf)

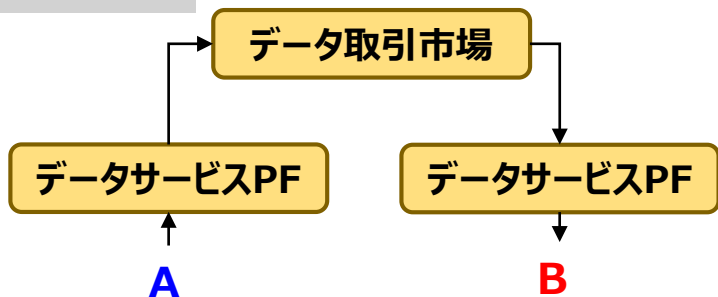
- IDSA  
フラウンフォーファー研究所のIndustrial Data Space Initiativeに端を発し、データ開示条件に従ったアクセスコントロールを可能とするIDSコネクタを提供。国際標準化も推進中。
- GAIA-X  
IDSコネクタを使って各企業のデバイス/エッジやクラウド間を接続することで、データ主権の保護、信頼できる連邦型データ流通インフラの整備といった、GAIA-Xの目標を達成しようとしている。

# 2タイプのデータ流通基盤

1	データ取引市場の運営者	<p>データ提供者とデータ利用者との間でデータ取引を仲介する事業者。取引の当事者になることはなく、価値創出プロセス（データ生成者、アグゲータ、ソリューション提供者、エンドユーザの役割）を担わない。</p>  <p>⇒運営者は、自身（データ取引市場）およびそこで取引をするデータ提供者・データ利用者が守るべきルールを策定</p>
2	データサービスプラットフォーム(PF)の運営者	<p>他者から取得したデータや自ら生成したデータを、収集・蓄積、統合・加工、分析・価値創出等して、他者へ渡す（データの取得元へ渡す場合も、別の他者に渡す場合もあり）事業者。データ提供者にもデータ利用者にもなり、価値創出プロセスの一又は複数の役割を担う。</p>  <p>⇒運営者は、データサービスPFへの接続条件として、データ提供者とデータ利用者が守るべきルールを策定。自身もデータ取引の当事者としてこのルールを遵守</p>

価値創出プロセスを担っており、データ取引に際し、①他者にデータを出す役割をデータ提供者、②他者からデータを受け取る役割をデータ利用者、と定義

## 応用例



データサービスPFがデータ提供者やデータ利用者としてデータ取引市場でデータを取引することもある

まずは、政府が支援して構築したデータ流通基盤においてデータ取扱いルールを整備することで、このデータ流通基盤を用いてデータを取引する者に対してルールを課していくことから始めてはどうか

# 政府が支援して構築を進めているデータ流通基盤の例

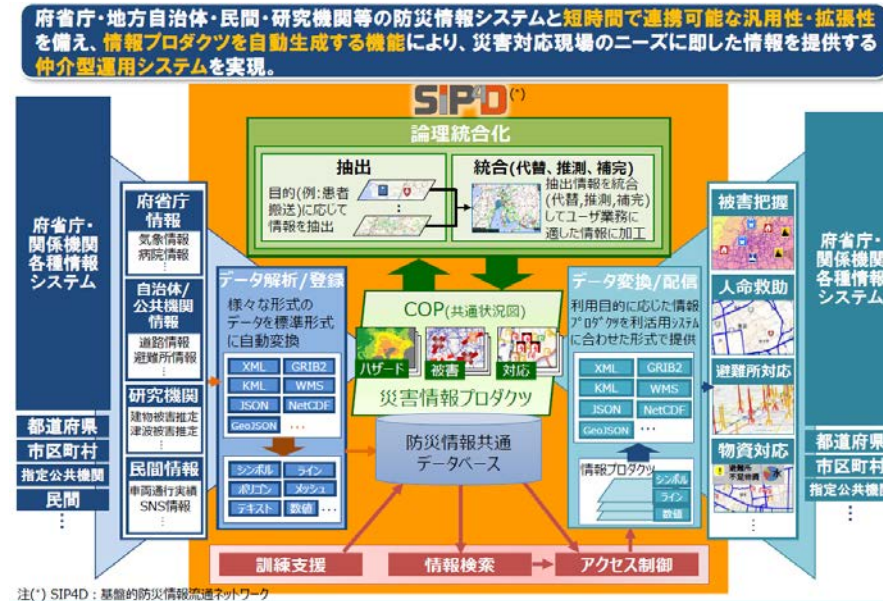
## 農業データ連携基盤 (WAGRI)



<https://wagri.net/ja-jp/aboutwagri>

- 民間企業、団体、官公庁等から提供されたデータを、APIを利用して参照することが可能。
- メーカーやベンダーはデータを取得し、農業者への新たなサービスに活かすことが可能。
- WAGRIの会員企業は、自社で開発したAPIをWAGRIに登録し、他の会員企業へ有償・無償で提供することが可能

## 基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)



注(\*) SIP4D: 基盤的防災情報流通ネットワーク

<https://www.sip4d.jp/download/>

- 災害対応に必要なとされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備える。

# データ取扱いルールの特則

## データ取扱いルールの特則

適用対象者

データ  
提供者データ  
利用者データ  
取引市場

a

### 提供データについての関係者の利害・関心の表明

提供されるデータにはデータ提供者以外の関係者の利害・関心も絡んでいる。これがどのように整理されているのか不明だと、データ利用者は安心してデータを利用できない。そこでパーソナルデータだけでなくノンパーソナルデータについても、**提供されるデータについて誰のどのような利害・関心をどのように処理しているかを表明する措置を講ずる。**

レ

b

### 意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入

意図しないデータ流通・利用の防止手段がなければ、データ提供はすまない。そこでパーソナルデータだけでなくノンパーソナルデータについても、**提供先や利用目的について丁寧に同意を取得する等、提供者の意図しないデータ流通・利用を防止するための措置を講ずる。**またデータサービスPFにおいては、**当該PF上に記録されるデータ提供者の活動記録についても同様の措置を講ずる。**

レ

c

### データに関するガバナンスの構築

信頼に基づくデータ流通には、データ提供者・データ利用者・仲介者のデータガバナンス構築が重要である。データに関するガバナンスは、情報セキュリティ、個人情報保護、プライバシー保護、他者知財（営業秘密・著作物等）尊重など多岐にわたり、求められるガバナンスは取引されるデータの性質やデータ取引のタイプや事業者が担う役割によって様々である。そこで**どのようなガバナンス構築をしているのか表明する。**

レ

レ

レ

d

### 公正なデータ取引の担保

よく知らない相手とのデータ取引はデータ提供者・データ利用者ともに不安感が高い。そこで、**データ取引市場は中立な立場から、提供データについての関係者の利害・関心の整理状況を担保したり、契約項目を明確化・標準化したり、取引プロセスの正当性を担保する等、公正な取引が担保されるよう措置を講ずる。**

レ

e

### ロックイン防止のための仕組みの導入

ロックインが生ずれば消費者の選択肢や事業者の事業自由度が狭まるほか、イノベーションの弊害にもなりかねない。取引上の力関係からデータを囲い込まれるのではないかというデータ提供者の懸念も大きい。**データサービスPFはロックインを生じさせるおそれがあるため、提供されるデータだけでなく当該PF上に記録されるデータ提供者の活動記録についても、データ提供者自身がアクセス可能なAPIを整備するなど、ロックイン防止のための措置を講ずる。**

レ

(データ  
サービス  
PF)

# データ取扱いルールの方則と、データ流通の阻害要因との対応関係

データ取扱いルールの方則		データ流通の阻害要因 (*1)
a	提供データについて関係者の利害・関心の表明	4, 6
b	意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入	1, 2, 3, 5, 6,
c	データに関するガバナンスの構築	1~8
d	公正なデータ取引の担保	7
e	ロックイン防止のための仕組みの導入	8

## \*1) データ流通の阻害要因

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響



# データ取引のタイプに応じたルールの検討

データ取引タイプ	A : Open	B : Share	C : Close
第三者提供	不特定の相手へ提供可能	提供者が同意した相手に同意した利用目的の範囲で提供可能	原則不可
提供者の利害・関心	広く流通させることが提供者のメリットにつながり、提供によるデメリットはほとんどない	提供先と利用目的を限定すればデータ提供によるリスクは許容可能、メリットがデメリットを上回る	原則秘匿。データの提供は、秘密保持契約のもと十分なコントロール下で限定的な範囲に限られる。
関係者の利害・関心	対処済み	提供先と利用目的を限定すれば対応可能で、炎上リスクも低く抑えられる	対応困難故、データの提供は限定的範囲に限られる
データの例	無償公開データ(例：気象データ)、商用データ(例：携帯電話の位置情報に基づく統計情報)	建設機械の稼働情報、電子決済を介した取引情報	化学メーカーのレシピ、機械メーカーの設計図面
データ流通基盤/データ共有スキームの例	政府のオープンデータカタログサイト、Creative Commonsライセンス,	スマートコンストラクションプラットフォーム、電子決済プラットフォーム、情報銀行	工場IoTプラットフォーム

第三者提供の制限が大きいデータ取引ほど、データ提供者のコントロール担保がより重要となる。個々のデータ流通基盤でデータ取扱いルールを策定する際には、データ取引のタイプに応じた検討が必要。

### □ 民間データ流通を推進するためのデータ取扱いルールの在り方

データは使われてはじめて価値を創出することから、多くの者がデータにアクセスして価値創出できるよう、データ流通を推進することが望ましい。

その一方で、①データの生成・収集・加工・蓄積には多数の者が関与しており、これら関与者の利害・関心へ適切に対応できないのではないかと、②いったんデータを提供すると、そのデータがどう使われたとしても何らコントロールができないのではないかと、③データを提供する先の組織・団体が信頼できるのかという不安感が、データの第三者提供を躊躇させる要因になっていると指摘されている。

以上を踏まえて、どのようなデータ取扱いルールが追加的であるとデータ流通が推進されるのかについてのルールの方向性を関係省庁が連携して2021年度内に検討する。

### □ 公共性の高い民間データ活用の在り方

感染症拡大防止などの公益に寄与するデータ活用が現れてきている一方で、プライバシーの問題やデータの収集・加工・蓄積に対する投資回収の観点が課題となっている。

どのような目的のデータ活用を「公共性の高いデータ活用」とすべきか、また公共性とデータ提供者の利害・関心とのバランスをどのように図るのか、公共性の高いデータへの公的機関や研究機関によるアクセスの在り方（データ提供者への不安感の払拭や動機付けの在り方を含む）について、関係省庁が連携して2021年度内に検討する。

# 公共性の高い民間データアクセスのルール原則（検討中）

公共性の高い民間データのアクセスに際しては、以下の原理・原則を踏まえた制度設計が必要ではないか

1. 社会的意義（公益）の明確化 社会的意義  
の明確化  
 どんない公益が見込まれているか、および公益の達成状況についての継続的な説明
2. プライバシー・知財の保護 プライバシー  
知財保護  
 データ提供者及び提供されるデータの生成に関与した者のプライバシー・知財の保護に必要な、制度・契約・技術上の措置
3. 意図しないデータ流通・利用の防止 意図しない  
利用防止  
 データ提供者が意図していないデータ流通・利用を防止するための、制度・契約・技術上の措置
4. 目的合理性のある最小限のデータアクセス 最小限の  
データアクセス  
 公益達成に必要な最小限の範囲（対象データ・期間・対象者）でデータを利用
5. コスト負担の合理性 コスト負担の  
合理性  
 データ生成・提供に要する投資に配慮したコスト負担
6. データガバナンスの構築 ガバナンス  
 #2-4を実効たらしめるデータガバナンス構築（責任者指名と体制の構築・データ取扱いポリシーの策定・人材育成プランの作成と実行、所管する機関や委託先に対する適切な管理・監督等）
7. 理解・納得可能なデータ取扱い方法の説明 データ取扱い  
方法説明  
 #2-6についてデータ提供者及び提供されるデータの生成に関与した者が理解・納得可能な、データ取扱い方法及びデータ取扱い状況の継続的な説明

- 営利目的のデータ利活用と比較すると、情報提供者への直接の便益が小さい（外部性の高い）データ利活用も多く、
  - 社会的意義（公益）の明確化
  - 目的合理性のある最小限のデータアクセス
  - 理解・納得可能なデータ取扱い方法の説明
 が、データ提供者の不安払拭と納得した上でのデータ提供のために重要なのではないか